

3宗コ協第490号
令和3年10月13日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様
宗像市監査委員 小林 栄二 様

宗像市長 伊豆 美沙子
(市民協働環境部コミュニティ協働推進課)

定期監査の結果に基づく措置状況について (報告)

令和3年10月5日付け3宗監第137号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（コミュニティ協働推進課）

定期監査実施日：令和2年10月7日

監査対象年度：令和元年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（1）行政サービスの協働の報告について</p> <p>宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第33条第2項において、登録された市民公益活動団体が行政サービスの協働を行い、事業報告書等が市長に提出されたときは、事業報告書等を公開すると規定しているが、公開していないので、適正に事務処理されたい。</p> <p>（2）宗像市市民参画等推進審議会に関する事蹟について</p> <p>宗像市市民参画等推進審議会委員の任期は2年間であり、任期が終了してから新しい委員が委嘱されるまでの間は委員不在となっている。しかし、委員不在の期間であっても事前協議及び文書発送等の活動が見受けられるので、不在の期間が生じないよう委員を委嘱されたい。</p>	<p>（1）行政サービスの協働の報告について</p> <p>令和3年度以降に宗像市市民参画、協働及びコミュニティ活動の推進に関する条例第31条を根拠に行政サービスの協働を行う場合は、事業終了後、速やかに市民公益活動団体から事業報告書の提出を受け、コミュニティ協働推進課に提出するよう庁内に依頼を行いました。今後は、提出された事業報告書を年度毎にとりまとめて、ホームページ等で公開します。</p> <p>（2）宗像市市民参画等推進審議会に関する事蹟について</p> <p>宗像市市民参画等推進審議会が常設であることを踏まえ、委員不在の期間が生じないように委員の委嘱を行いました。</p>